

9. 自然環境関係資料

9-1 森林・自然環境保全関係法令の概要

法令	目的	指定期制	規制内容
森林法	森林計画、保安林、他の森林に関する基本的な事項を定め、森林生产力の増進と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国経済の発展に資する。	許可制 有林 安 保	1. 土石又は樹根の採掘、開墾(1haを超えるもの) 2. その他土地の形質変更(1haを超えるもの) 1. 立木の伐採 2. 土石又は樹根の採掘、開墾 3. その他の土地の形質変更
自然公園法	優れた自然の風景地を保護することともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健休養及び教化に資する。	特別保護地区 第1種 特別地域 第2種 特別地域 第3種 特別地域	1. 工作物の新築、改築、増築 2. 木竹の伐採 3. 鉱物の掘採、土石の採取 4. 河川・湖沼等の水位・水量に警戒を及ぼす行為 4の2 一定の削減・水源に汚水・雨水を排出すること 5. 広告物等の掲出・設置又は表示 6. 水面の埋立・干拓 7. 土地の開墾・土地の形質変更 8. 高山植物等の採取 9. 壁根・壁面等の色彩の変更
府自然環境保全条例	自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保(=自然環境の保全等)を推進することにより現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資する。	特別地区 府 自 然 環 境 保 全 條 例	1. 建築物その他工作物の新築・改築・増築 2. 土地の造成・土地の開墾・その他土地の形質の変更 3. 土石の採取・鉱物の掘採 4. 水面の埋立・干拓 5. 河川・池沼等の水位・水量の増減 6. 木竹の伐採 7. 池沼に汚水又は雨水を排水設備を設けて排出すること
府環境保全地域		普通地区	許可制 1～7. 府自然環境保全地域と同じ 8. 歴史的文化的遺産の用途変更

法令	目的	指定期制	規制内容
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は觀光資源の保全若しくは開発の保全が大であり、保全な心身の保持増進、公害、災害の防止の効果が著しい地	届出制 城	1. 建築物、その他の工作物の新築・改築・増築 2. 土地の造成・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他土地形質の変更 3. 木竹の伐採 4. その他当該区域地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの(水面の埋立・干拓)
鳥獣保護事業を実施し、及び狩猟ニ關する法律	鳥獣保護事業を実施し、及び狩猟を適正化することにより、鳥獣の保護繁殖、有害鳥獣の駆除及び危険の予防を図り、もって生息環境の改善及び森林水産業の振興を図る。	鳥獣保護区 鳥獣禁止区域	宮県、岐県、愛知県 鳥獣捕獲禁止
都市緑地保全法	都市における緑地保全及び緑化の推進に關し、必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与する。	許可制 全国	1. 建築物、その他の工作物の新築・改築・増築 2. 土地の造成・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他土地形質の変更 3. 木竹の伐採 4. 水面の埋立・干拓

○ ゴルフ場の建設その他の自然環境に影響を及ぼす行為で規制で定めるものをしようとする者と「自然環境の保全と回復に関する協定」を締結